

都市計画公聴会の開催

都市計画法第 16 条第 1 項及び鎌倉市まちづくり条例第 23 条第 1 項の規定に基づき、原案に係る公聴会を開催します。

令和 6 年 4 月 17 日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 都市計画原案の種類及び名称
鎌倉都市計画特別緑地保全地区（植木特別緑地保全地区）の決定
- 2 都市計画原案に係る土地の区域
鎌倉市植木字植谷戸及び相模陣地内
- 2 公聴会の開催の日時及び場所
令和 6 年 5 月 28 日（火）午後 7 時から午後 8 時まで
鎌倉市役所第 3 分庁舎 1 階 講堂（鎌倉市御成町 18 番 10 号）
- 3 公述の申出に係る書面の提出方法、提出期間及び提出先
提出方法は、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課に持参、郵送または E メール
提出期間は、令和 6 年 4 月 18 日（木）から 5 月 2 日（木）まで（郵送及び E メールの場合は必着）
提出先は、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課
- 4 都市計画原案の縦覧期間及び縦覧場所
縦覧期間は、令和 6 年 4 月 18 日（木）から 5 月 2 日（木）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
縦覧場所は、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課
- 5 その他の事項
公述の申出が無かった場合は、公聴会は中止とします。